

平成24年（2012年）11月28日

第40回広島市都市計画審議会 議事録

事務局

都市整備局都市計画課

第40回広島市都市計画審議会議事録

1 開催日時 平成24年(2012年)11月28日 午後2時

2 開催場所 広島市議会棟4階 全員協議会室

3 出席委員等

(1) 出席者

ア 学識経験者 生田文雄 藤原章正 三浦浩之 小畑博文 米田輝隆

イ 市議会議員 安達千代美 木山徳和 谷口 修 八條範彦 平野博昭 星谷鉄正

ウ 関係行政機関の職員 中国地方整備局長代理 地方事業評価管理官 塩形幸雄

エ 県の職員 広島県警察本部交通部長代理 交通規制課課長補佐 中丸勝利

オ 市民委員 吉岡恭子 井尾義文 吉田知世

以上 16名

(2) 欠席者

ア 学識経験者 福田由美子 青竹美佳 後藤奏苗

イ 市議会議員 酒入忠昭

(3) 傍聴人

一般 3名

報道関係 1社

4 閉 会 午後3時30分

第40回広島市都市計画審議会

平成24年11月28日

○事務局（新上都市計画担当部長） それでは、ただ今から、第40回広島市都市計画審議会を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、都市計画担当部長の新上でございます。よろしくお願いいたします。

さて、本日の議題でございますが、先に御通知しておりますとおり、5つの議案がございます。

第1号議案は、「向洋駅周辺青崎地区」の「用途地域の変更」に関する案件、第2号議案は、同地区の「準防火地域の変更」に関する案件でございます。

第3号議案は、安佐町「後山地区」の「地区計画の決定」でございます。これら3つの議案は、いずれも広島市決定の案件でございます。

続きまして、第4号議案は、「建築基準法第51条ただし書き」に基づきます、建築許可に係わる案件でございます。この度、特定行政庁が既設廃棄物処理施設の稼働時間の変更を許可するにあたりまして、建築基準法により、「都市計画審議会の議を経る」こととなっておりますことから、お諮りするものでございます。

第5号議案は、「広島市の都市計画に関する基本的な方針の改定」についての案件でございます。

このほか、「市街化調整区域における地区計画運用基準の改正」に関する報告事項が1件ございます。

それでは、藤原会長さん、よろしくお願いいたします。

○藤原会長 皆さん、こんにちは。

○委員全員 こんにちは。

○藤原会長 寒くなりました。西条は本当に雪が降りそうぐらい寒い天気になっております。

それでは、早速、40回目の都市計画審議会を始めさせていただきたいと思っております。

委員の方々には、お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日御出席いただいております委員の方々ですが、20名の中で16名、御出席いただいております。定足数に達しておりますので、本日の審議買は成立しております。

続きまして、本日の議事録の署名をお願いする方を指名させていただきます。本日の書署名は、小畑委員、平野委員、よろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが審議に入らせていただきます。

第1号から第2号議案につきましては相互に関連する案件でありますので、一括して審議いたしたいと思っております。まず、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（加藤都市計画課長） 都市計画課長の加藤と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、着席にて説明をさせていただきます。

それでは、第1号議案及び第2号議案の向洋駅周辺青崎地区に関する案件について説明いたします。

本案件は、広島市決定となります。議案書は4ページから10ページまでですが、前面のスライドにより、説明します。

本地区は、図に示したJR向洋駅の南側約100メートルの場所に位置しています。

これは地区上空から撮影した写真です。

府中町との境界に位置しており、白色の点線より北側が府中町、南側が広島市の区域です。

JR山陽本線が北西から東へ向かって伸びており、JR向洋駅が図の位置にあります。

JR向洋駅周辺では、水色の線で囲った府中町施行による土地区画整理事業と、オレンジ色の線で囲んだ広島市施行による土地区画整理事業が実施されており、今回、都市計画を変更するのは、この広島市施行の土地区画整理事業区域の一部となります。

府中町域も含めた、JR向洋駅周辺の土地利用計画は図のようになっています。

駅の周辺や幹線道路沿道はピンク色の商業系、その他の区域は黄色の住居系です。緑は公園を表しています。

ここで、向洋駅周辺青崎土地区画整理事業の概要について説明します。

当地区は、道路、公園、下水道等の都市基盤施設が未整備であり、老朽住宅が密集するなど、防災上、衛生上の課題がある地区です。

また、駅周辺という場所にもかかわらず、有効な土地利用ができていないという課題もあります。

そこで、土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設の整備と建物の建替えを行い、駅周辺という特性を活かした新しいまちづくりを進めています。

次に、これまでの事業の流れについて説明します。

平成7年度から地元住民とのまちづくり案の検討を開始しており、平成10年度に土地区画整理事業の都市計画を決定、平成14年度には事業計画を決定しました。

平成23年度に移転先となる仮換地案を地権者に発表し、概ねの合意が得られたのを受けて、平成23年度末に仮換地の指定を行いました。

平成24年度から建物移転補償や工事を進めており、道路や宅地造成などの整った区域から建築が可能となります。

仮換地指定が行われ、事業の見直しが明確になったことから、計画的な土地利用を進める

ために、今回、用途地域等の変更を行います。

今後は、こうした基盤整備工事等を進め、清算金の徴収・交付を経て平成 35 年度までに事業を完了する予定としております。

なお、府中町域については、都市計画決定と事業決定は本市と同じ時期に実施していますが、仮換地の指定と用途地域の変更は既に平成 19 年度に実施しています。

また、事業完了は本市と同じ平成 35 年度の予定となっています。

次に、土地利用計画について説明します。

この土地利用計画は、平成 14 年の事業決定時に作成された、事業計画書に記載されているもので、縦覧、広島県都市計画審議会での審議などの手続きを経て決定されたものです。

まず、地区全体としては、商業施設、金融機関などの日常生活に身近な生活関連サービス施設等が立地し、生活や交流の中心となる健全な市街地を構築することとしています。

特に、鉄道から南側は、J R 向洋駅を近接するという特性を活かし、商業・業務系を主とした土地利用とします。

また、鉄道から北側は、都市計画道路青崎中店線沿いについては幹線道路沿道にふさわしい土地利用、その他の区域については、住居系を主体とした土地利用とします。

これらの方針を踏まえ、図に示したものです。

オレンジ色で囲んだ部分が土地区画整理事業の施行地区です。

まず、公共施設の整備ですが、青の点線で示した 3 本の都市計画道路と、緑色の点線で示した幅員 6～13 メートルの区画街路、黄緑色で示した街区公園を事業の中で整備します。

土地利用については、先ほど説明しましたとおり、J R 線路の南側と都市計画道路青崎中店線沿道については商業系、その他の区域については住居系とします。

次に、都市計画の変更内容のうち、用途地域について説明します。

先ほど説明した土地利用計画を踏まえ、J R 線路の南側と都市計画道路青崎中店線沿道について、用途地域を第一種住宅地域と準工業地域から近隣商業地域に変更します。

また、用途地域の変更に伴い、建ぺい率と容積率もそれぞれ 60%から 80%、200%から 300%に変更します。

また、図に示した区域において、新たに整備された都市計画道路の中心線を用途地域の境界とするため、第一種住居地域から準工業地域に変更します。

その結果、用途地域の指定は、図のようになります。

次に、準防火地域の変更について説明します。

当該区域において、用途地域の変更に伴い、容積率と建ぺい率がそれぞれ緩和されるため、市街地における火災の危険性を小さくするために、新たに準防火地域を指定するものです。

その結果、準防火地域の指定は図のようになります。

案の縦覧については、本年 9 月 19 日から 10 月 3 日までの 2 週間行い、意見書の提出はありませんでした。

これで、第 1 号議案及び第 2 号議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の

程お願いいたします。

○藤原会長 それでは、第1号議案及び第2号議案につきまして、御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。ございませんでしょうか。

○委員全員 (なし。)

○藤原会長 本件につきましては、特に意見がないようでございますので、第1号議案及び第2号議案につきましては、原案どおり可決するというところでよろしいでしょうか。

○委員全員 (異議なし。)

○藤原会長 異議なしと認めます。それでは、第1号議案及び第2号議案につきましては、原案どおり可決します。

次に、第3号議案につきまして、事務局の説明を求めます。

○事務局 (加藤都市計画課長) それでは、第3号議案の地区計画の決定について御説明します。

本案件は、広島市決定となります。議案書は18ページから24ページまでですが、前面のスライドにより、説明します。

後山地区は、本市北部の市街化調整区域、安佐北区安佐町後山に位置しています。

本地区の西側は約7,200人が住む、あさひが丘団地に、南側は安佐動物公園に隣接し、太田川の支流である後山川沿いを中心に形成された山あいの集落です。

これは地区の上空から撮影した写真です。

主に住宅や農地を中心とした土地利用がなされていますが、地区内の主要な道路沿いなどには工場なども立地しています。

赤色の線で囲む区域が、今回、地区計画を決定する地区で、約27.7ヘクタールあります。

現在、この区域内に約100世帯、約200名の方が住まわれています。

はじめに、地区計画の策定に至った経緯について説明します。

平成に入り、本市では、アストラムラインの開業や、幹線道路ネットワークの整備などにより、郊外部においても交通の利便性などが高まった結果、都市計画区域を越えたエリアに都市的な土地利用が拡散していく状況が見られました。

こうした中、平成5年から6年ごろ、都市計画区域外であった後山地区では、産業廃棄物施設の立地動向が見られ、住民による立地反対の運動が起きました。また同じころ、本市では、市域を一体の都市として、整備、開発、保全する必要があると考え、都市計画区域を拡大する取り組みを始めました。

こうした動きの中、平成8年、後山地区では地区内の問題点を明らかにし、課題を的確に対応していくため、自治会連合会にあたる「後山協和会」の役員を中心に「後山地区を考える会」が発足しました。

一方、平成10年の都市計画法の改正で、市街化調整区域の既存集落においても、地区計画を策定できるようになりました。

その後、「後山地区を考える会」では、都市計画制度を活用してまちづくりの課題の対応する方法を検討し、平成13年には、アンケート調査を通じて、後山の自然や歴史文化、産業、暮らし、社会的な潮流を踏まえ、地区の将来像を設定した「後山地区の里づくり構想」を策定しました。

また、アンケート調査の結果を踏まえ、後山の自然を守り、乱開発や迷惑施設建設等を抑制するため、平成16年5月、市街化調整区域として、都市計画区域に編入されました。

市街化調整区域になったことで、迷惑施設の立地動向は落ち着きを見せましたが、その反面で開発や建築が制限され、少子高齢化による人口の減少も相まり、地域の活力低下が懸念されるようになってきました。

このため、後山地区では、地区外への転出抑制や居住の多様化を図るため、都市計画区域の編入前から継続して勉強していた、市街化調整区域における地区計画の実現に向け、力を注ぐこととしました。

特に、平成20年以降については、精力的な勉強会やワークショップを通じて、地区計画の素案づくりが行われ、本市としても、この取組みを支援するため、市街化調整区域における地区計画制度の運用や、素案の作成に関する基準づくりを進めました。

こうした流れを経て、本年4月に地区計画の素案が後山協和会の総会で承認され、同月に地区計画の決定の要望書として本市に提出されました。

要望内容は、本市の都市計画マスタープランや後山地区の里づくり構想等にも沿っており、都市的土地利用と自然的土地利用の融和、暮らしと産業経済の調和、居住環境の向上等に資するものであることから、本市は都市計画の手続きを行うことにしました。

なお、後山地区の地区計画は、本年3月の都市計画審議会で報告させていただいた「市街地調整区域における地区計画の運用基準」の中で、集落環境の保全を図る「既存集落型」にあたり、市街地調整区域のまま、住宅の立地制限を緩和します。

それでは、地区計画の区域について説明します。

まず、区域の設定の考え方について説明します。

地区計画の区域は、土地利用等の観点から、一体的に日常生活圏を構成していると認められるまとまりのある地域とし、市街化調整区域の集落であることとのバランスを考え、いたずらに区域を拡大せず、新たな公共投資を実施しなくてもすむよう必要最小限の区域としました。

具体的には、幅員4m以上の道路から一般的な宅地の奥行として30m程度の区域を目安とし、「地形・地物等の土地の範囲を明示するのに適当なものにより設定」しています。

このため、道路端から 30m の区域に土地の連続する一敷地程度の整形となる土地は区域に含めず。

また、既に、ある程度の宅地化ニーズが生じている区域として、道路端から 30m を越えている範囲であっても、30m の範囲の土地に連続する宅地等は区域に含めています。

こうして設定した地区計画の区域が、市街化調整区域における地区計画の運用基準の要件である「区域面積の 1/3 以上が宅地化済み」であることを満足しているか確認しています。

なお、道路からの高低差が大きく開発が事実上困難な土地や、今後も土地利用を変えたくないという農地、工場などは、地区計画の区域から除外しています。

区域設定に関しては、こうした考え方のもと、ワークショップを通じ、住民や土地所有者との意向を確認しながら定めています。

なお、「市街化調整区域における地区計画」では、土砂災害特別警戒区域などの防災上危険な区域や、農業振興地域における農用地などの優良な農地は、地区計画の区域に含めないことにしています。

また、地区計画の区域内には、砂防指定地内河川の後山川と野平川があり、砂防指定地は、防災上危険な区域に準じて、地区整備計画の区域から除き、地区整備計画の区域は、薄緑色の区域としています。

次に、地区計画の内容について説明します。

議案書の 19 ページから 21 ページの内容を要約したものとなります。

まず、地区計画に定める本地区の整備、開発及び保全の方針を説明します。

ここでは開発行為に関する道路について定めています。

本地区の開発行為による道路については、地区内の住環境の改善や保全のため、不良な街区が形成される恐れがある行き止まり道路は認めないことにしています。一方で、現にある道路の拡幅や、行き止まり道路の解消につながる道路新設は、地区内の環境の改善に資するものとして、認めています。

また、本地区では敷地単位での開発行為等が想定され、敷地延長により道路に接する計画もあると思われます。規定通りの 2 m 以上道路に接する計画を認めてしまうと、不良な街区が形成される恐れがあるため、建築物の敷地は 4 m 以上道路に接することとしています。

これらは、いずれも市街化調整区域における地区計画の運用基準に沿った考え方です。

次に、地区整備計画の制限内容について説明します。

制限項目としては、「建築物の用途制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「建築物の高さの最高限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の形態または意匠の制限」を定めています。

まず、建築物の用途の制限について説明します。

これは、本地区の地区計画の区域内で立てられる建物をイメージ化したものです。

本地区では、良好な自然環境や営農環境との調和を考慮し、主に低層住宅や 150 m²までの一定の店舗が立てられる「第二種低層住居専用地域」の適用を基本としながら、地元が考える迷惑施設を除いた上で、市街化調整区域において一定の条件のもとで建築できる建物のう

ち、立地してほしくない建物を除いて、定めています。

これまで市街化調整区域の住宅については、自宅の建て替えや、分家住宅などに建物が限定されていましたが、地区計画の中では、自然豊かな後山に移り住んでみようという地区外からの居住者などの住宅も戸建や4戸までのアパートなら建てられるようになります。

「建築物の敷地面積」については、市街化調整区域の集落では、市街化区域と比べ道路が少なく、採光・通風は敷地内で得ることが求められることから、よりゆとりある敷地内空地を形成することを目的に、200㎡以上としています。

「建築物の高さ」については、第二種低層住居専用地域の適用を基本としていることから、同地区における高さの基準に準拠し、10m以下としています。

また、良好な住環境を守るため、「建築物の壁面の位置」については、道路境界線から1mを確保することとし、「形態意匠の制限」では、自己用以外の広告物を禁止し、自己用の場合も5mの高さに抑える内容としています。

なお、建ぺい率と容積率については、市街化調整区域における率と同じとするため、現状と同じ50%、100%となります。

以上が地区計画の内容です。地区計画の縦覧については、本年6月4日から2週間の原案の縦覧、9月4日から2週間の案の縦覧を行いました。いずれも意見書の提出はありませんでした。

これで、第3号議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の程お願いします。

○藤原会長 それでは、第3号議案につきまして、御質問、御意見等がありましたらお願いします。

○平野委員 ちょっとごめんなさい。一番初めの写真、見せてくれる？ 上から撮ったやつ。こことこってというのは、山だよ、尾根だよ。これ、1枚にしないでいいから、ああいう取り方になるわけ？ 細い連坦部分、こっちこっち、これ。これを取ったら、2枚も3枚にもなるから、1枚にしなければ手続き上、おかしくなるのか。なんでああして尾根の山の部分が残ってるわけ？

○藤原会長 質問ですので、事務局から回答をお願いします。

○事務局（加藤都市計画課長） まず、地区計画の区域に含める考え方として、今、現に山林になっているところは除くようにしています。区域としては、分割してはいけないという制限は、27.7ヘクタールありますから、ないんですけれども、基本的に5千平方メートルあればできるんですけれども、できるだけ1つの一帯の区域になるような取り方をしているということでございます。ですから、外れても特に。

○平野委員 小さく切ったら、一番こっちのあさひが丘寄りが切れるわけか、じゃあ。

○事務局（加藤都市計画課長） 一番左の上のところですね。

○平野委員 うん、これは、これが独立したら、どうにもならなくなるわけか。

○事務局（加藤都市計画課長） はい、この部分は、ちょっと面積的に。

○平野委員 あそこの尾根で切ったら。

○事務局（加藤都市計画課長） というのはあります、はい。

○平野委員 じゃあ、便宜上、くっ付けてあるってということだよ、尾根を、山林部分を。

○事務局（加藤都市計画課長） できるだけ、1つのコミュニティでございまして、何とか一帯の区域として考えたいということが基本にございまして、取れるところは、そのような感じで取っております。

○平野委員 基本的に賛成とか反対とかじゃないんだけど、でも、部落も違う、地域も、やっぱり、尾根一つで違うから、何でそうなってるのかなっていう。じゃあ、行政の便宜上かい？ っていうことだけですか？ っていうことだけなんです。

○藤原会長 はい、よろしいですか。いいですか、それで。関連して、じゃあ。

○生田委員 関連して質問ですが、調整区域の地区計画制度で、地区計画をつくるのは、今回が初めてですよ、確か。ですよ？

○事務局（加藤都市計画課長） はい。

○生田委員 そのときの考え方と言ったらおかしいんですが、全域を都市計画区域に入れるという考え方っていうのは今でも変わってないんですか。市域全域を都市計画区域に入れるという考え方ですか。

○事務局（加藤都市計画課長） 現在、市域が約 905km²ぐらいございまして、その4割ぐらいが都市計画の区域に入っているわけですし、過去、できるだけ都市計画のほうの影響が及ぶようにするというので、区域に入れるということをやったことがあるんですけれ

ども、やはり、どうしても市街化区域にならないところ、調整区域になってしまうところは非常に建築制限が厳しいということで、何度か説明会をやりましたけれども、なかなか御同意が得られないということで、区域の拡大というのは、現在のところは諦めたわけではないんですけれども、具体的には広がっていない状況です。今後は新しい制度として、準都市計画区域とする、そういった指定もできるようになりましたので、地元の意向によって、例えば産業廃棄物処理場などが来ては困るというような要望があれば、そういった視点も考えていきたいというふうに考えております。

○生田委員 このエリアの中で、100世帯ぐらいあるという、お話だったですよね。調整区域の地区計画っていうのは今後も出てくる、地元では検討されているところがたくさんあると思うんですが、同意率っていいですか、全体に対する宅地の割合とか、あるいは同意率の考え方とかいうのは、何か基準ってあるんですか。

○事務局（加藤都市計画課長） 市街化調整区域の地区計画の運用基準の中では、地元から提案をしていただくということで、原則的に、ほぼ全員同意をしてくださいということをお求めしております、それは、地元で反対があってもとまらないものは都市計画と定めるのはできないという考えでございますけど、この後山地区に関しましては、反対はゼロです。183の土地所有者がございまして、実際に賛成を表明している方が72%、反対ではないよという方が24%ございまして、合わせると96%ぐらいが、いいよと。残りの方は、意思が不明という形になっております。

○生田委員 もう1つは、先ほど、全体の宅地の割合ですよね。これは地元と話しながら、先ほどもお話がありましたけども、エリアの考え方とか、宅地が可能なエリアの設定とかいうのは、どういう考え方の下でつくられるんですか。

○事務局（加藤都市計画課長） 基準の中では、宅地率が3分の1以上あるところを、地区計画を定めるという基準を設けまして、今回の場合は、最終的にエリアを決めて測ったところ、37%ございましたので、3分の1を超えているということで、地区計画の決定に踏み切ることになりました。

○藤原会長 他に御質問ございませんでしょうか。ないようでしたら、第3号議案につきましては、原案どおり可決するというので、よろしゅうございますでしょうか。

○委員全員 （異議なし。）

○藤原会長 異議なしと認めます。

それでは、第3号議案につきましては、原案どおり可決いたします。
つづきまして、第4号議案につきましては、事務局の説明を求めます。

○事務局 第4号議案に関する事務を所掌しています都市整備局指導部建築指導課長の藤井でございます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、第4号議案について、御説明させていただきます。着席にて説明させていただきます。

本件は、建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築許可に係る一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置について審議していただくものでございます。

前面のスクリーンにより説明させていただきますので、そちらをご覧ください。

まず、建築基準法第51条の規定について説明いたします。

都市計画区域におきましては、卸売市場やその他政令で定める処理施設等の用に供する建築物は、都市計画上重要な位置を占めることや、周辺の環境に与える影響が大きいことから、原則として、都市施設としてその敷地の位置が都市計画決定されているものでなければ建築できません。

ただし、都市計画決定を行いがたいと判断される場合には、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が、都市計画上支障がないと認めて許可をすれば、例外的に建築することができます。

なお、政令で定める規模の範囲内において新築や増築を行う場合は、許可の必要はございません。

本件の廃棄物処理施設は民間の施設であり、長期的観点に基づく都市計画決定にはなじまないことから、かつて、平成17年に許可を受けて建築されたものです。この度、本施設の稼働時間を延長することに伴いまして、廃棄物の1日当たりの処理能力が建築基準法施行令で定める範囲を超えることになるため、建築基準法第51条の規定による許可が必要になります。

この建築基準法施行令第130条の2の3でございます。ここで、申し訳ございませんが配布させていただいております資料の6ページにちょっと誤植がございまして、130条の2の2となっております。申し訳ございません、130条の2の3の間違いでございます。その範囲といたしましては、建築基準法第51条の許可を受けた建築物にあつては、処理能力が当初許可の1.5倍以下のものとされております。

今回の計画は、施設の稼働時間を延長することにより、廃棄物の1日当たりの処理能力が、平成17年の当初許可の1日当たり45トンから108.8トンへと約2.4倍に増加するものであり、1.5倍を超えることとなりますので、再度、許可が必要となるものでございます。

次に、事業の概要につきまして説明させていただきます。

本施設は、家庭から排出されるペットボトルやプラスチック製容器包装、事業活動に伴い排出される廃プラスチック類を、以下これらは廃プラスチック類と略称させていただきます。それを選別、破碎、溶融、圧縮・梱包の処理を行い、プラスチック再生材料として加工する

処理施設でございます。

続きまして、計画の場所について、御説明いたします。

計画場所は、安芸区の西側で、安芸区役所から南に約 1.0 km、瀬野川に沿って、広島湾に突き出たところに位置してございます。

この図は、先ほどの図を拡大したものでございまして、周辺の用途地域を色分けしてございます。

赤色でお示ししております計画場所、安芸区船越南五丁目 13 番街区は薄紫色でお示ししております「準工業地域」に位置し、建ぺい率は、これは角地扱いの緩和規定がございまして 70%、容積率は 200%となっております。

また、計画場所は県が管理する湾内の臨港地区内で商港区、この商港区というのは旅客または一般の貨物を取り扱わせることなどを目的とする区域でございまして、その商港区に指定されております。当該廃棄物処理施設は、商港区に建設できるものに該当しております。

施設への経路について、御説明いたします。

赤色でお示ししておりますのが計画場所でございます。

幹線道路である一般国道 2 号線から、幅員 5.4m から 7.1m の市道安芸 3 区 141 号線及び市道安芸 3 区 123 号線を経由し、幅員 7 m の臨港道路を通過して施設に至ります。

次に、計画施設の周辺の土地利用状況でございます。

東側は瀬野川に面しております。西側の道路向かいには本申請者の別の廃棄物処理施設がございまして。

また、南側は現在、空地となっており、北側には住戸 1 戸と広島市中央卸売市場東部市場がありますが、その他は、ほとんどが工場でございます。

こちらは配置図でございます。

右側が北でございます。ちょうどぐるっと反転させているような形になっております。敷地の中央に処理施設が設置されている工場棟、北側、右側に管理棟、南側、左側に排水処理施設がございまして。

次に、矢印の位置から撮影した現地の状況写真でございます。

右側が幅員 7 m の臨港道路、中央にある建物が工場棟、左側にあるのが管理棟でございます。

次に、施設の概要について、御説明いたします。

赤い線でお示ししている場所が計画場所となっております。画面の右側が北でございます。下側が瀬野川でございます。

敷地面積が 3,924 m²、床面積が敷地内の合計で 2,993 m²、建ぺい率は約 61%、容積率は約 77%でございます。

廃棄物の処理を行う建物の構造は鉄骨造 2 階建てとなっております。廃棄物の計画処理能力は、1 日当たり 108.8 トンでございます。

次に、本施設の廃プラスチック類の処理の流れについて、御説明いたします。

施設は大きく分けて、廃プラスチック類を貯留する「原料ヤード」、選別・破碎・溶解・圧縮処理を行う「選別処理ヤード」、プラスチック類再生材料等を貯留する「製品ヤード」となっております。

次に、搬入車両は、一般的に敷地北側の門より原料ヤードに入り、搬入物の荷降ろしした後、選別処理ヤードを通り、製品ヤードで再生材料などの搬出物の荷積みをして、南側から退出します。

引き続きまして、本施設での廃プラスチック類の処理方法について、御説明します。

家庭の廃プラスチック類は、御覧のような状態ですが、まず、各市内から委託された別の廃棄物収集業者におきまして不適物が除去され、機械により梱包処理されたものが本施設の原料ヤードに搬入されます。

これを選別処理ヤードに投入し、選別、破碎、洗浄、乾燥、溶融、圧縮・梱包しますが、それぞれの工程について、御説明いたします。

まず、機械でポリエチレンなどの素材別に選別します。その機械というのは、比重による選別機や遠心分離機による選別でございます。

次に、選別された素材ごとに、破碎機、洗浄機、乾燥機、これらの機械にかけまして、次に、溶融することによりまして、素材によりペレット、これは細かな粒状にした原料ですが、ペレット、顆粒品、これも粒状にした原料なんです、そういったようなものを再生材料にいたします。

次に、処理されたプラスチック再生材料を袋に詰めて梱包し、製品ヤードに一時保管し、プラスチック製品に再商品化する事業者へ販売するということとなります。

なお、産業廃棄物の廃プラスチック類につきましては、搬入される状態は違いますが、同じ方法で処理されます。

続きまして、施設の稼働時間を増加させることに伴う周辺への影響につきまして、御説明いたします。

まず、運搬車両等による周辺交通への影響でございます。

施設への搬出入は、月曜日から土曜日で、10トン車両や4トン車両により行います。

搬出入時間は6時から22時までとしておりまして、深夜における運搬車両の通行は予定されておられません。

搬出入経路の交通量でございますが、運搬車両等による今回の計画に伴う交通量の計画台数を予測しました。1日当たり76台でございます。

これは当初の許可、平成17年の建設時に予測しておりました84台を下回る台数になるものでございます。

これは、平成17年の予測におきましては、運搬車両を4トン車としていたことから84台と予測されておりました。

現状では、10トン車両での搬出入が主になっておりますので、このたび算定を見直しましたところ、交通量の増加は見込まれないという予測結果となっております。

なお、周辺で他の一般交通を含めて平成 23 年に交通量調査を行ったところ、市道で、御覧の位置でございますが、1 日当たりの交通量が 840 台でありました。

当初、平成 17 年の許可時には 825 台でありましたので、実質的に施設の建設前と交通量は大きく変わっていない状況でございます。

また、幹線道路である一般国道 2 号線は 1 日当たり約 7 万台の交通量があり、施設による影響は極めて低いものであります。

これらのことから、国道・市道ともに施設による周辺交通に対する影響については支障ないものと考えております。

次に、廃棄物処理法に基づき、事業者が「生活環境影響調査」を実施しておりますので、この調査結果につきまして、御説明申し上げます。

本調査につきましては、施設の稼働に係る「大気汚染」「騒音」「振動」及び「悪臭」の 4 項目について実施しております。

まず、「粉じんによる大気汚染」につきましては、敷地内においては 1 日の最高値、これは突出する 2% は除外する規定になっておりまして、その 2% を除いたものでございますが、基準が 1 m³ 当たり 0.1 mg 以下に対しまして、予測結果は基準以下の 0.065 mg でした。また、1 時間での最高値で基準が 1 m³ 当たり 0.2 mg に対しまして、基準以下の 0.166234 mg で基準を満足してございます。

次に、「騒音」でございます。

敷地境界での基準が昼間で 60 デシベル以下、夜間で 50 デシベル以下に対しまして、予測結果といたしましては、昼間、夜とも同じでございまして、最大値が 47.8 デシベルで基準を満足しております。

次に、「振動」でございます。

敷地境界での基準が昼間 65 デシベル以下、夜間 60 デシベル以下、この 65 デシベル以下というものにつきましては、止まっている人が揺れを感じる程度でございます。測定しました最高値が 55.2 デシベルということで基準を満足しております。

次に、「悪臭」でございます。

悪臭につきましては、臭気指数という基準がございまして、ここでの基準は 13 となっております。数値が大きくなると悪くなる。例えば、目安といたしましては、臭気指数の 15 につきましては道路沿道の空気というようなのが目安でございます。ここにつきましては基準が 13 以下ということでございますが、敷地境界線における最高値が 10.5 でございまして、基準以下でございまして、問題ないということでございます。

これら将来予測と基準値を比較して評価し、全ての項目において基準値を満足する結果となっております。

次に、景観対策について、御説明いたします。

敷地内には、これまでと同じように敷地面積の約 20% 分の緑地面積を確保し、景観に配慮しております。

緑化の位置につきましては緑色でお示ししています。道路に面する部分と護岸に面する部分でございます。

最後になりましたが、地元対策の状況でございます。

事業者において地元町内会、南鴻治区町内会・船越学区町内会連合会や地元漁業協同組合等に対しまして本年6月に説明会を開催し、施設の概要や生活環境影響調査の結果等について説明しておりまして、地元からは特に反対の意見はありませんでした。

また、南鴻治区町内会、それと地元漁業協同組合につきましては、同じく6月に施設の運営について覚書を交わしております。

なお、直近に住宅がございますが、その住宅の方には個別に説明し了承をいただいております。

広島市としては、この申請のあった施設の敷地の位置につきましては、これまで御説明いたしましたとおり、本市域での位置、用途地域、周辺の土地利用状況、施設の内容、搬出・搬入車両の経路、環境対策などを総合的に検討した結果、都市計画上支障がないものと考えております。

以上で第4号議案の説明を終わらせていただきます。御審議の程よろしくお願いいたします。

○藤原会長 それでは、第4号議案につきまして、御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。

○米田委員 先ほどの説明で、破碎されたり、洗浄等々があるんですが、洗浄水は循環式で洗浄してるのか、それで、そのまま下水のほうへ流れてるのか、というところで、お願いします。

○藤原会長 はい、それでは事務局から回答をお願いします。

○事務局（藤井建築指導課長） はい、排水処理施設で浄化して循環させて再利用をいたしております。基本的には、外に出すっていうことはなくて、その浄化したものを再度利用して施設へ導入してるということでございます。以上でございます。

○藤原会長 他にございませんでしょうか。はい。

○三浦委員 生活環境影響調査のところなんですけども、1点、これは修正したほうがいいと思うところがありまして、大気汚染のところの予測結果、2つ数値がありますが、1時間値の最大値のところ、非常に細かい数値が出ておりますが、おそらく有効数字を考えると、上2桁、0.16から、四捨五入して0.17というのが通常使う数値かなと思いますので、有効数字が

どのようになってるかの確認をしていただければと思います。

それで、あと、確認をしたいんですが、この基準値というのは準工業地域としての基準値ということでしょうか。

○藤原会長 はい、じゃあ、事務局からお願いします。

○事務局（阿部工務課長） 準工としての基準値になります。

○三浦委員 そうしますと、隣接する住宅がありますけど、地域があれですけども、住宅にとっての、例えば騒音、振動としては、いかなる状況か、そういった予測まではなかったんでしょうか。

○事務局（阿部工務課長） 住宅側の騒音と振動については、平成 23 年、平成 24 年度に計測しておりまして、直近でいえば、平成 24 年の 5 月に測定しております。騒音は、夕方が 48dB、昼間が 47dB、夜間が 43dB という結果でございました。

○三浦委員 いや、現状じゃなくて、稼働時間を延ばしたときの予測というのはいないですか。

○藤原会長 はい。

○事務局（阿部工務課長） 今、画面に載っております敷地境界、こちら騒音でいえば 47dB です。振動でいえば、55.2dB となります。

○三浦委員 施設の場合、例えば騒音とか振動でも機器の発生源がありますので、敷地境界といっても場所によって変わってくると思うんですね。これは住宅地との境界だということに理解したらよろしいですか。

○藤原会長 はい、どうぞ。マイクを。

○事務局（阿部工務課長） ここに表示させていただいているのは最大値でございまして、民家側はまだ、もう少し低い値となる予想です。丁度工場の真ん中あたり、破碎機があるんですけど、そのあたりが一番最大の値を示しているところになります。その値が、この数字の部分です。

○三浦委員 はい、結構です。

○藤原会長 有効数字もよろしくお願いします。

他に御質問ございませんでしょうか。ないようですので、第4号議案につきましては、原案どおり許可することを適当と認めることとしてよろしいでしょうか。

○委員全員 (異議なし。)

○藤原会長 異議なしと認めます。それでは、第4号議案につきましては、原案どおり許可することを適当と認めることを可決いたします。

続きまして、第5号議案につきまして、事務局の説明を求めます。

○事務局(加藤都市計画課長) 第5号議案から事務局を都市計画課に戻させていただきます。引き続き御審議をお願いいたします。

第5号議案の説明に入る前に、第1号から第4号議案までの付議案件の審議がすべて終了いたしましたので、関係する理事者は、ここで退席させていただきます。

それでは、第5号議案「広島市の都市計画に関する基本的な方針」の改定について、御説明いたします。

本案件は都市計画決定事項ではございませんが、改定内容について都市計画審議会で継続的に御審議いただき、最終的に答申をいただいた上で改定を行いたいと考えております。

本案件については、7月13日の第39回都市計画審議会において、骨子案について、御意見をいただきました。

今回は、御意見を踏まえた骨子(案)の修正と改定素案の概要版について、御説明し、御議論いただきたいと思います。

では、はじめに、お手元の資料を御確認ください。

資料3といたしまして、表題が、「広島市の都市計画に関する基本的な方針の改定素案(骨子)」というものが1部あります。資料4として、表題が、「広島市の都市計画に関する基本的な方針の改定素案 概要版」、黄緑色の表紙になっていますものが1部ございます。

それでは、資料3のほうから、御覧ください。

グレーの網掛けの部分が前回からの修正箇所でございます。前回の資料は2枚目に付けてございますが、大きな変更点は3つございます。

まず、左上が本市の課題のところ、個々の課題を赤の破線で示す活力に関すること、黄色の破線で示す快適性に関すること、緑の破線で示す魅力に関することの3つにグループ化し、将来の都市の将来像を示した右の枠への流れを、関連性をわかりやすくしました。

次に、真ん中部分の一番下にございます方針策定に当たっての留意点というところがございますが、この部分は前回の審議会の際は、人口減少、少子高齢化社会と厳しい財政状況を制約条件であるという説明をしておりましたが、それでは人口減少の将来予測を基に情勢に流されるだけで、困難を打開しようという市の姿勢が見えないという御指摘を受けまして、

広島市の特性を活かした都市づくりや戦略的な視点を持った取組というタイトルに変更し、右下のマスタープランの推進方策の枠、一番右の下にございますけども、その中の2つめの黒丸、戦略的な施策展開のところ、人口減少、少子高齢化に対応していくということを明記いたしました。

最後に、今回は都市づくりの方針の枠の中、4番目のところに集約型都市構造という考え方を記述しておりましたが、この考え方は、今後の都市計画において重要なテーマであるため、今回は枠外に出しまして、枠の下の方に、都市づくりを支える都市構造というタイトルで整理しております。

この集約型都市構造とは、医療福祉施設、商業施設などが住まいの身近なところに集積をして、高齢者等がこれらの施設に行くために自家用車に過度に頼ることなく、安全快適に公共交通を利用できる状況など示しております。高齢者が増えつつある本市の都心や拠点地区では、こうした考え方でまちづくりを進めていく必要があります。

その他の修正箇所については、いただいた御意見を参考にいたしまして、文章表現の適切さや、わかりやすさという観点から修正しております。

次に、この修正した骨子を基に個々の内容をさらに具体化して記述したものが資料4の改定素案の概要版です。

マスタープランの本編は100ページ程度の冊子になる予定でございますので、今回は概要版で説明をさせていただきます。

表紙の部分にマスタープランの目次を記載しております。

第1章は、マスタープランの目的などの基本的な事項を書いております。

第2章、全国の都市や広島市が現在置かれている現状と課題を整理いたしました。

第3章、将来の都市像を世界に誇れるまち広島として、松井市長の施策方針や広島市の基本計画をベースに都市づくりの方針として整理いたしました。

第4章、都市計画マスタープランの根幹的な部分でありまして、土地利用の方針など6つの体系別に整理しております。

第5章、まちづくりをどのような仕組みや考え方で進めていくのかということ整理いたしました。

最後に、参考資料として、区別の整備構想を地図として落とししたものを取りまとめる予定ですが、現在作成途中でありまして、今回は掲載しておりません。次回の2月の審議会の際には、よろしくお願いたします。

それでは、概要版を簡単に説明させていただきます。

1ページをお開きください。

左上が第1章とありますが、7月に御説明させていただいた際と同じことを書いておりますが、目的、位置づけ、役割などを整理しております。

このマスタープランは、都市計画法に基づいて定めますけども、2の(2)のア～エの4つの役割がございます。

続いて、第2章、1で自然、地理、歴史、産業といった面から広島市の成り立ちと特色を記述しております。

次に、2のところでは全国の地方都市や広島市の現状と動向について記述をしております。

簡単に概要を申し上げますと、(1)本市でも人口減少社会の到来が見込まれて、既に高齢化は平成25年度で、5人に1人が高齢者となるなど深刻な問題として進行しています。

(2)地球温暖化対策は人類全体で取り組む問題ですが、CO₂排出量の半分は都市活動に起因するため、都市部では低炭素都市づくりに向けた取組が必要です。

(3)災害に関しては地震被害もございましたが、本市では、がけ崩れ、土石流による災害の危険性が高くなっております。

(4)社会情勢の変化に対応して市民ニーズ、価値観、ライフスタイルなども変化しており、まちづくりにおいても対応が必要です。

(5)財政状況が厳しい中で、公共施設等の計画的、効率的な維持管理や更新が必要です。

(6)地域のことは地域が決める地域主権の確立が必要です。

2ページをお開きください。

3. 広島市の都市づくりの課題として整理しておりますけれども、ここは前回、骨子のところで説明させていただいておりますので、今回の説明は割愛させていただきます。

そのまま下の方にまいりまして、4. 方針策定に当たっての留意点ですが、第3章に出てくる都市づくりの方針や第5章の都市づくりの推進方策を考える上で、広島市の特性を活かすこと、戦略的な視点を持って取り組むことなどを記述しております。

特に現実的に差し迫った高齢化対策や財政状況への対応は重要だと考えております。

次に、右側にまいりまして、第3章の都市の将来像と都市づくりの方針です。

都市の将来像である世界に誇れる広島を創造するため、この上側にあります中四国地方の発展をリードする活力と賑わいのある都市、左側にごございます誰もが快適に生き生きと住み続けることができ、幸福が増進される都市。右側にごございます緑色の地域資源を生かした多様で個性的な魅力により活発な交流が生まれる都市という3つの視点で都市を捉え、それを実現するための方針として、その下の2. 都市づくりの方針の中で、以下9つの方針を掲げています。

更にその下、3. 都市づくりを支える都市構造として、公共交通を基本に連携された集約型都市構造の形成を掲げることにしております。

3ページをお開きください。

ここでは、都市構造について説明をしています。

集約型都市構造の一般的な考え方は下のイラストにありますように、市街地の横への広がりをも最小限に抑えながら、都心や拠点地区に機能を集中し、都心や拠点地区間は公共交通を中核とした連携を図り、基幹的な公共交通を軸として集約拠点を形成するという考えです。右に行きまして(2)です。広島市における集約型都市構造の構成を右の図に示しています。

都心では楕円形の都心づくりを進め、拠点地区では広域的、地域的な拠点地区を定め、都

心や拠点地区が有機的に連携するよう公共交通や道路網の整備を進めます。

拠点間は、ヒト、モノの流れを示す都市軸を設定します。

また、豊かな水と緑のネットワークを活用して、個性的で、美しい都市空間の形成を目指します。

4ページをお開きください。

第4章、分野別の方針になります。

6つの項目に取りまとめているのですが、都市計画審議会の議を経て、都市計画の決定、変更という手続きを行う場合は、第4章、この章に書いてある方針に沿っているかどうかを確認した上で進めるということになります。

今回は概要版ですので、方針の記述だけにとどめていますが、最終的には本編のこの部分に、例えば、市民球場跡地の活用だとか、広島高速道路の整備などの実施中、計画中の事業について、この方向性が固まった段階で書き込むように考えています。

まず、1.土地利用の方針のところでは、緑の枠の中に4つの四角の方針を示しています。

1番最初の四角は、中四国地方の中核都市として、圏域全体の発展をリードする都市づくりを進めるということを書いております。

以降、市街化区域の拡大を抑制しながら、都心や拠点地区の都市機能集積、強化を目指します。

また、地区計画により地域特性に応じた土地利用、自然環境や営農環境の保全を図るよう土地利用を進めていきます。

下の段に行きまして(1)です。

市街地の土地利用は用途地域制度を活用して、住居系、商業・業務系、工業・流通系といった区分に沿って進めていきます。

2.郊外地については、市街化調整区域の開発はマスタープランなどに位置付けられた大規模なものを除いて抑制するという考えですが、地区計画による良好なまちづくりが行われることについては個別に認めています。

(3)中山間地については、農地や森林の保全を進めながら荒廃防止と活用を図ります。

(4)地域特性に応じた、きめ細かな土地利用を誘導していきます。

(5)市街化区域内の防災上危険な区域は市街化調整区域への編入を進めます。用途地域は現状を維持しながら、都心や拠点地区など集積が必要な地区においては、地区計画制度を活用し、都市の高度利用と都市景観の形成を誘導します。

右側の2のところでございますが、都市施設の整備活用の方針ですが、中核都市として、活力と賑わいを生み出す都市施設の整備を環境負荷低減やバリアフリー化に配慮しながら進め、あわせて、既存ストックの活用と維持管理も進めていきます。

(1)交通面では公共交通機関のサービスの充実・強化、広島高速道路など高速性、定時性に優れた道路網の整備を進めます。また、総合的な駐車、駐輪対策を進めます。

(2)公園緑地は、計画的な整備や、自然、歴史的資源などを計画的に活用します。

(3)下水道・河川は浸水の解消、洪水、高潮への対応、「水の都ひろしま」にふさわしい都市景観づくりを進めます。

(4)港湾は物流・国際交流などの拠点強化、防災機能の強化、にぎわいづくりを進めます。

(5)その他の必要な都市施設についても整備を進めます。

5ページをお開きください。

3. 市街地整備の方針です。活力とにぎわいを生み出す都市空間、誰もが快適に暮らせる住環境づくりを進めていきます。

(1)市街地整備は既成市街地、市街化進行地域など、市街地の状況に応じた更新、整備、誘導などに取り組みます。

(2)地区別には、都心では楕円形の都心づくりにより活力とにぎわいを深めます。拠点地区は地区特性に応じて充実、機能強化を図ります。

(4)環境保全の方針です。

自然環境の保全と環境負荷の少ない都市を目指します。

特に環境負荷の軽減としてCO₂排出量削減のため、集約型都市構造、エネルギー利用の効率化、公共交通の利用促進等による低炭素都市づくりを進めます。

(5)都市防災の方針です。津波対策の強化、自然災害に備えたハード、ソフト対策、地域の防災力の向上に努めます。

(1)から(4)に示すように、防災拠点・ライフライン等の機能の確保、土砂災害対策、震災、津波災害対策、水害対策を進めます。

(6)都市の魅力向上の方針です。観光客や企業から選ばれる都市ブランドの構築、広島ならではの地域資源を生かした観光地づくり、美しく品のある都市景観づくり、安全安心な都市環境づくりを進めます。

(1)水辺や緑などの地域資源を生かした魅力とにぎわいづくりを進めます。

(2)景観計画や景観協議制度などにより、個性ある美しい都市景観づくりを進めます。

(3)バリアフリー化などにより安全安心に過ごせる都市環境づくりを進めます。

最後は第5章、マスタープランによる都市づくりの推進方策ですが、1. 多様な主体の連携・協働の推進で、都市づくりにおける住民の主体的な取組、行政との連携、自助、共助、公助の考え方に基づく役割分担について記述しています。

(1)市民、行政、事業者にはそれぞれ期待される役割があり、協働によって、まちづくりの実現を目指します。

(2)連携・協働を推進する取組として、広島市は情報発信、対話、活動支援、近隣市町との連携を進めます。

2. 戦略的な施策展開ですが、選択と集中、人口減少、少子高齢化に対応し、地域の魅力と活力を目指す都市経営、都市づくりの定期的な評価と見直しなどに留意しながら、戦略的な施策展開を進めております。

以上が改定素案概要版の説明でございます。

これで第5号議案の説明を終わらせていただきますが、本件に関する御意見、御質問に関しましては、後日いただくことも可能です。

その際は資料4の表紙の左下にございます、意見の提出についての要領で、12月10日、月曜日までに、メールや電話において事務局に御連絡いただきたいと思います。いただいた意見を踏まえまして引き続き素案づくりを進めることとし、次回の審議会において、皆様の御意見、これに対する市の考え方を御説明させていただきます。では、よろしく御審議の程お願いいたします。

○藤原会長 はい、それでは、第5議案につきまして、御質問、御意見等がありましたらお願いします。

○平野委員 一番初めのやつ、マスタープランの推進方策というの、一番下にあるよね。これの中に「自助、公助、共助」はいいんだよ。ただ、その下の「戦略的な施策の展開」っていうのを、わざわざ書いてるよね。じゃあ、これがこっちにどう反映されてるのかっていうのが、1つも見えないよね。

もう1つ、言葉に引っ掛かって申し訳ないんだけど、「人口減少」っていうことと、ここ、いつも「少子高齢」っていうのが、1つのフレーズで使ってるよね。少子化と高齢化は違うんだよね、施策が全然。なんで1つの枠で括るの？ 少子化っていうものが、都市構造に対する、どこに影響があるのか。高齢化っていうのは、生きてる人が毎日生活してるのが高齢化なんだよね。少子化と高齢化っていうのは全然、社会的な価値と認識が違うはずなんだよね。それをなんで平べったく並べるんですかっていうのが、1つ。高齢の方っていうのは毎日生活されてるわけ。少子っていうのは結婚して、お子さんを、子どもさんを生んでもらわないと解消できないわけ。都市構造の変化、都市構造に対する少子化と高齢化っていうのは全然意味が違うんじゃないですか。そこの認識が本当にあるのかどうか。全部並列して並べてある、少子高齢化。少子化の都市対策と高齢化の都市対策は全然違うと思う。

ただ、もう、建築はいなくなったんだけど、例えば、建築だったら、バリアフリー建築っていうのは、建築指導なんて、すべてあるよね。だから、公営住宅だって、全部スラブの下に穴を掘って、配管、配線を埋めてるじゃない。都市をつくるのに広島市がそこまでやさしく、世界に誇れるまちをつくるんなら、これから3割っていう高齢化が目の前に来てる中で、なんでもう少し高齢化に対するまちづくりをやらないの？

観光、観光って、そんなに広島市に観光で売れるものが降ってわくだけはないんだよ。今、いらっしゃる117万っていう人が、快適に安心して生きられる素をつくるのが一番であって、それに基づいて人が増えてきて、観光客も来るんじゃない。あまりにも今までのつくり方と1つも変わったところがないじゃない。財政が厳しいっていうんなら、少子化、高齢化、あっちもこっちも空き地がたくさんあるけど、それが全部消化できるはずない、ここの世界で消化できる用途は1つもないわけだから。

それなら、今いる 117 万っていう市民に対して、もう少しやさしいまちづくりっていうのが前面に出てきてしかるべきじゃないかと思うんだけど。それが、1 つもこっちに反映されてない。すべて人口減少、少子高齢化。1 つは、観光と何某っていう行政にできない、行政の手に負えない、他人任せの施策を上げて、行政が本当にしなくちゃいけない積み上げの施策がこれには1 つもないような気がするんだけど、どう思う？

○藤原会長 はい、答えられる範囲でどうぞ。

○事務局（加藤都市計画課長） まず、最初の御質問、戦略的な施策展開がその中で見えてこないということに関しましては、もう少し、初め、本編は書きこんでおりますので、その中でしっかりと書き込ませさせていただきたいと思います。

それから、人口減少、少子高齢化、この言葉は、もうフレーズとして一般的に使われているものですから、どうしても、こういう簡潔なペーパーといいますか、こういうところでは、こういう表現を使わざるを得ないとは思っています。

○平野委員 それは違うと思うよ。

○事務局（加藤都市計画課長） はい、ただ、これは人口減少が現実にはまだ年間 3 千何某かぐらい増えておりまして、減ってない。

○平野委員 広島はね。

○事務局（加藤都市計画課長） はい、広島以外の周辺は減ってるんですけども、減ってないと。それから、少子化については、緩やかに進みますけども、高齢化については今、4 人に 1 人が 65 歳以上となっていて、今後 10 年間ぐらいでは、それが 3 人に 1 人ぐらいになるという予測がございます。

ですから、高齢化という問題は、もう既に来ていると、現実の問題というふうに考えておりまして、そういう意味で、またこれも本編に反映させるときに、やっぱり、少子化に対することはこういうことができる、高齢化に対することはこういうことだっていうこと整理して記述をさせていただきたいと思います。

どうしても都市計画の範囲の中、この少子高齢化に対する施策というのは、福祉の部分もありますし、都市計画の部分もございまして、総合的に取り組んでいかないといけないものがございますので、都市計画に直接できないところっていうのも、この方針の中とかに出てきますけども、基本的に、例えば、先ほどの集約型都市構造で、都心の住みやすいまちにするということに対しては、特に、やっぱり、高齢化対策ということを考えていかなきゃいけないと思いますので、そういうところできちんと本編のほうに反映させていただきたいと思

います。

○平野委員 ここ2、3日前から中国新聞さんが一面で、高齢化っていう、団地っていうのを連載されてますよね。メディアがそこまでひっ迫してるんだよね。

広島市が今、人口117万から、人口が減らないっていうのは何かっていったら、周辺の都市は減ってるんだよね。広島へ皆、流入してこられてるだけであって、ある意味での少子化対策からすれば、人口は微増っていいながら、周辺住民が広島へ歳取って帰って来てる、便利なところへ住み替えてるっていう、それが今の中国新聞の連載の高齢化社会、団地の人が都心へ移ってる。また、例えば表現は悪いけど、ここに木山先生がいらっしゃるけど、庄原の人が広島へ移ってる、で、ここにいるんだから。そういうものがあるから、広島市の人口が減らないで済んでるだけであって、じゃあ、それを広島市が受け入れてるとすれば、若い人は来てないから、ほとんど高齢者が集まってらっしゃる。じゃあ、都心部に高齢者が集まれば、それだけの都心を高齢者にやさしいまちづくりっていうものが、大きな表題でいるんじゃないかっていう、同じつくるんなら。今までどおりに観光で、工業で、そういう時代はもう過ぎたんじゃない？ 今いる117万、できたら120万っていう市民を一番大事にして、安心と安全の下に過ごさせる、それが広島市の一番大きな仕事じゃないかと僕は思うんだけど。

○藤原会長 はい、じゃあ、部長。

○事務局（新上都市計画担当部長） 平野委員がおっしゃるとおりでございます。どうしても広島市にとって高齢化に対する施策を大きくとらまえて、今後重点的に進めていかなくちやいけないという認識はおっしゃるとおりだと思います。

今、こちらに書いてございました記述については、今後また修正を加えながら直していきたいというふうに思いますし、おっしゃる具体的な施策についても、いわゆる横串といいますか、他部局も連携しながら、例えば公園をつくるにしても、単に高齢者のための公園というよりも、健康づくりに資する公園にし、元気な老人が増えていくような、そんな公園のつくり方もございますし、ハードの部分で、できるだけ施策を取り込んで示していきたいというふうに思います。

○藤原会長 平野委員、いかがですか。

○平野委員 いいんですよ。

最後にもう1つだけ確認しておきたいんだけど、「人口減少・少子高齢化」っていうのは、少子化と高齢化を分けてください、できたら。少子化っていうのは都市行政にそんなに左右されるもんじゃないと思います。高齢化っていうのは都市行政の中で、都市機能の中でのものす

ごく左右されると思う。だから、少子化も高齢化も対策はしなくちゃいけないんだけど、少子化と高齢化が同時に同じレベルのものじゃないっていう、1つずつ違う語句、行政マンなら、もう少し言葉を大事にしてほしいっていうのが思いです。それだけです、ごめんなさい。

○藤原会長 はい、最後は御意見と、はい、どうぞ。

○事務局（新上都市計画担当部長） 御指摘の点につきましては、今後、見直しする中で内容を充実させていくように考えてまいります。

○藤原会長 他に御意見、いかがでしょうか。はい、お願いします。

○三浦委員 全体的な部分なんですけども、本市の課題、それから将来像、都市づくりの方針っていうところには、一応3つの括りがあるんですが、その後、分野別に入ったときには、その色合いが、すべてが含まれてるとも言えるんですけど、ちょっと表現が足りてないですね。例えば、ある分野別方針のこれについては、この3つの中のうちの1番目が一番重要なポイントとして、それをある程度具体化したものであるというような、何かこう、流れが見えないのかなと思ったんですが、そのあたり、どのようにお考えでしょうか。

○事務局（新上都市計画担当部長） まだ、策定途中でございますし、少し配慮が今後必要だというふうに認識しております。例えば、分野別の方針でいいましたら、都市の魅力の向上なんかのところにも少し、「おもてなしの心があふれる魅力的な」とか、あるいは、「安全・安心の取組」だとかっていうふうなことも書いてございますし、環境に配慮した取組につきましても、低炭素の都市づくりに向けて、総合的に進めますっていうような話は入っているんですが、委員御指摘の当初ある都市づくりの方針との関連がよりわかりやすくてできることについては、今後、工夫していきたいというふうに思います。

○藤原会長 はい、よろしいですか。多分、おっしゃりたかったのは、わかるようにしてほしいということで、決して、土地利用はここだけ、道路はここだけというふうに部門ごとで縦割をやるのではなくて、むしろ、横断的に組み合わせて、この方針の1つを片づけるし、次の組み合わせて、この方針に対応するというような意味だと思いますので、よろしく願いいたします。

他にいかがでしょうか。ございませんでしょうか。

そうしますと、ちょっと時間が限られておりましたので、今日の資料をお持ち帰りいただきまして、今一度、ざっと目を通していただきまして、もし追加で不明な点あるいは御意見等ございましたら、12月の10日までにお寄せいただければ、次の改定に反映できるということでございますので、直接、事務局のほうに御連絡を頂戴したいというふうに思います。

よろしくお願いいたします。

それでは他に何かございますでしょうか。

この議案につきましては、次回以降も引き続き審議を行わせていただきますので、本日のところは、ここで終了させていただきたいと思えます。

次に、「その他」といたしまして、事務局より報告事項が1件ございます。

これにつきましては、本日御審議いただく案件ではございません。

それでは、「市街化調整区域における地区計画運用基準について」、事務局の説明をお願いします。

○事務局（加藤都市計画課長） それでは、報告事項といたしまして「市街化調整区域における地区計画の運用基準」の改正について、御報告いたします。

お手元に配置しております資料5、「広島市市街化調整区域における地区計画の運用基準」の一部改正についてを御覧ください。

本市では、市街化調整区域において開発を行い、また、居住環境の保全を図る手法として地区計画の活用を推進しています。

この地区計画の運用基準は、本年3月に当審議会でも説明させていただきましたうえで、5月31日付けで施行しています。

今回の改正は、都市計画提案制度に基づいて地区計画を定める場合の提案者の要件を拡大するものです。

本基準では、地区計画の決定手続きは、原則として都市計画提案により進め、その提案は、土地の所有者や借地権者が行うことを定めています。

しかし、石内バイパス沿道のまちづくりなどの相談を受ける中で、土地所有者や借地権者だけではなく、まちづくりNPOなどの都市計画に詳しい団体などを中心として提案することも想定されるようになってきたため、都市計画の素案提案ができる者に、新たに、まちづくりNPO、公益法人、土地区画整理事業等まちづくりの知識と経験がある者などを追加したいと考えております。

お手元の資料5の新旧対照表にありますとおり、本基準の第2条の定義、第17条の事前相談及び関係機関との協議、第18条の地区計画の素案の提案の部分に記載のとおり改正する予定でございます。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○藤原会長 それでは、この案件について、御質問、御意見等がありましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

○委員全員（なし。）

○藤原会長 それでは、以上をもちまして本日の都市計画審議会を終了させていただきます。
大変お忙しい中、御出席賜りまして、誠にありがとうございました。